

事務連絡
官印省略
20230329資電部第3号
令和5年3月29日

一般ガス導管事業者 各位

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長

電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について
(情報提供)

令和4年の地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、市区町村長が電気、ガス等の供給事業者等の保有する契約情報等は提供を求めることができる情報であることを明確化することとされました。

この対応方針の決定を受け、法第10条第3項に基づき、市区町村長は、ガスの供給事業者等に対して、その保有する契約情報等の提供を求めることができることをお知らせいたします。この点につき、国土交通省とも協議済みであることを申し添えます。

各事業者におかれては、法第10条第3項に基づく市区町村長からの情報提供の求めがあった際には、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

なお、この求めに対して、一般ガス導管事業者が市区町村長に情報を提供することは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第54条第1項に定める禁止行為にはあたりません。

以上